

岩美町立学校における生成 AI の利活用に関するガイドライン

発行：岩美町教育委員会

日付：令和8年4月

はじめに

近年、人工知能（AI）技術は目覚ましい進化を遂げ、特に文章や画像などを自動生成する「生成 AI」は、私たちの働き方や学びのあり方に大きな変革をもたらす可能性を秘めています。

岩美町では、令和 4 年 4 月に「第 11 次岩美町総合計画」を策定し、Society5.0 時代の担い手である子ども達に、社会で自立し生きていくために必要な、確かな学力や豊かな心、体力をバランスよく身につけさせると共に、生成 AI をはじめとする先端技術を安全に正しく扱い、情報を主体的に判断・活用していく力の育成に努めてきました。

文部科学省は、令和 6 年 12 月 26 日に「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」を公表し、学校現場が生成 AI と適切に向き合うための基本的な考え方と実務的な留意点を示しました。これを受け、鳥取県教育委員会は令和 7 年 2 月 21 日付で「文部科学省ガイドラインを踏まえた県立学校における生成 AI の利活用に関する取扱方針」を通知し、県立学校における統一的な方針を示しています。また、鳥取県は「人間主導 AI（ええ愛）ガイドライン」も提示しています。

本ガイドラインは、これらの国の指針や県の取扱方針を基盤としつつ、岩美町の教育理念や GIGA スクール構想の推進状況といった地域の実情を考慮し、岩美町立の全小中学校における生成 AI の利活用に関する統一的な方針を定めるものです。その目的は、教職員及び児童生徒が、生成 AI の利便性を最大限に享受しつつ、そのリスクを適切に管理し、教育活動の質の向上と深化を図るための、明確で安全かつ効果的な枠組みを提供することにあります。

第 1 章 基本的な考え方

1. 人間中心の生成 AI 利活用

- ・生成 AI は人間の能力を補助・拡張する「道具」であり、その出力はあくまで「参考の一つ」です。最終的な判断と責任は必ず人間が負うという「人間中心の原則」を基本とします。
- ・児童生徒の学びにおいては、学習指導要領が示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用すべきであり、生成 AI を利活用することが目的であってはなりません。

2. 段階的な利活用の推進

- ・まずは教職員が生成 AI の仕組みや特性、リスクを正しく理解し、校務で利活用することから始めます。そこで得られた知見や経験を活かし、児童生徒の学習活動における安全かつ効果的な利活用へと展開していきます。

3. 情報活用能力の育成強化

- ・生成 AI の登場を踏まえ、発達の段階に応じた情報モラル教育を含む「情報活用能力」の育成を一層強化します。生成 AI の出力を鵜呑みにせず、情報の真偽を確かめ（ファクトチェック）、批判的に吟味し、責任ある態度で利活用できる力を育みます。

4. 倫理・法令遵守

- ・生成 AI の学習や推論に用いるデータには匿名化・統計化した情報のみを使用し、個人情報の保護を徹底します。
- ・個人情報や成績情報など、重要性の高い情報を入力することは禁止です。
- ・意図せず著作権を侵害することのないよう留意し、生成物の偏り（バイアス）を理解した上で内容を吟味します。
- ・文部科学省通知や本ガイドライン等に基づいて生成 AI の利用目的や範囲を明確化し、適用範囲外の利用はしません。

5. 本ガイドラインの継続的な見直し

- ・生成 AI は技術進歩が非常に速い分野であり、その機能や活用方法は日々変化しています。そのため、本ガイドラインは現時点での状況を踏まえたものですが、技術の進展や社会的な環境変化を考慮し、必要に応じて見直しや改訂を行います。

第 2 章 学校現場における具体的な利活用

1. 教職員が校務で利活用する場面

(1) 基本的な考え方

教育は、教師と児童生徒の人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになるという認識の下に、業務の効率化を図り、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する等働き方改革につなげていくことが期待できます。教職員自身が生成 AI の利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要です。

(2) 利活用の際の遵守事項

情報セキュリティと利用の手続き：岩美町教育委員会の情報セキュリティポリシーに基づき、定められた手順に沿って利用を開始します。私用アカウントや教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用端末を用いてはなりません。

個人情報・機密情報の入力禁止：個人情報や成績情報など、重要性の高い情報を入力することは禁止です。個別契約等に基づき適切なセキュリティ対策が講じられた環境で生成 AI を運用しているような場合を除き、プロンプトに個人情報等を入力してはいけません。

著作権・公平性の確保：意図せず著作権を侵害することのないよう留意し、生成物の偏り（バイアス）を理解した上で内容を吟味します。授業目的の範囲を超える利用については、著作権侵害の可能性があることに留意が必要です。

(3) 利活用が考えられる例

- ・授業準備：教材や小テスト問題のたたき台作成、探究学習の指導案の原案作成。
- ・学校運営・事務：保護者向けお便りや案内文の素案作成、会議録の要約。
- ・研修・自己研鑽：校内研修資料の構成案作成、関心のある教育論文の要約。
- ・個別最適な学びの支援：個人情報に留意の上、児童生徒ごとの理解度や正答率データをもとに、難易度・出題傾向を変えた問題セットの作成。学習履歴からの復習プラン提案。
- ・多言語支援：日本語が苦手な児童生徒向けに、英語・中国語などで質問受付・簡易解説を行うチャットボットを作成し校内向けに公開。

(4) 不適切と考えられる例

- ・児童生徒の学習評価を、教師が判断せず生成 AI の出力に頼ること。
- ・定期考査や小テストなどの採点を、生成 AI に完全に依存すること。

2. 児童生徒が学習活動で利活用する場面

(1) 基本的な考え方

児童生徒の利活用は、学習指導要領が示す資質・能力の育成に寄与し、発達段階や情報活用能力の育成状況に留意しつつ、教育活動の目的達成に効果的である場合に限定します。

- ・生成 AI の出力はあくまで「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識し、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要です。
- ・小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要であり、教師による生成 AI との対話内容を提示するなど、基本的な事項を学ぶ機会を設けることが重要です。

(2) 利活用の際の遵守事項

- ・事前学習とリスク管理（情報モラル・情報活用能力） 生成 AI の特性（誤情報・バイアス等）や利便性・リスクを、情報モラル教育の中で必ず学ばせます。出力結果に対してはファクトチェックを励行し、提示された内容を鵜呑みにしない習慣を身につけさせます。
- ・個人情報・機密情報の入力禁止 氏名、写真、学籍番号などの個人情報や、機密性の高い学習データを生成 AI に入力させません。
- ・著作権・引用の適切な取扱い 生成 AI による生成物も著作権対象となり得ることを伝え、無断転載やコピー＆ペーストを禁止します。他者の作品やデータを素材として利用する際は、必ず出典を明記し、自分の考察・解釈を付加したうえで活用・提出させます。
- ・利用規約・校内ルールの遵守 使用する生成 AI サービスの最新利用規約（年齢制限、禁止行為など）を事前に教職員が確認し、児童生徒に説明します。校内では「許可端末」「使用時間」「ログイン方法」「保存・共有先」など、学校が定めた運用ルールを厳守させます。
- ・提出物のオリジナリティ保持 レポートや感想文、発表資料には生成 AI の出力をそのまま載せず、必ず児童生徒自身の言葉や考察を反映させるよう指導します。
- ・保護者への説明・同意

家庭での生成 AI 利用許可時には、保護者に「利用目的・学校ルール・リスク管理方法」等をまとめた説明資料を配布し同意と協力を得ます。

(3) 利活用が考えられる例

・情報モラル教育

生成 AI が生成する誤情報を含む出力を教材に、その性質や限界、ファクトチェックの重要性を学ぶ。

・アイデアの発散と深化

グループで議論した内容をさらに深めるため、足りない視点を見つける目的で活用する。

・個別最適な学び

英会話の練習相手や、一人ひとりの興味に応じた単語・例文リストの作成に活用する。

・プログラミング学習

自分のアイデアを実現するためのコード生成の補助として利用する。

・レポート構成案の草案作成

テーマやキーワードを入力させ、導入→本論→結論の流れを含んだアウトラインを生成し、児童生徒自身で肉付けしてまとめさせる。

・要約・振り返りノート of 自動生成

教科書や資料の長文を貼り付け、重要ポイントとキーワードを抽出した要約を作成。

(4) 不適切と考えられる例

- ・コンクール応募作品や読書感想文、レポート等を生成 AI の生成物をほぼそのまま提出すること。
- ・定期考査や小テストなど、学習の定着度を測る場面で生成 AI を使用し、児童生徒がそのままの結果を提出すること。
- ・学習で得た内容を児童生徒自身の言葉や考えで表現するプロセスを省略すること。

(5) 保護者との連携

- ・利用目的や安全対策について、別途配布する「学校の教育活動における生成 AI の利活用について（保護者のみなさまへ）」などを活用して事前に情報提供し、理解と協力を得ます。
- ・利用する生成 AI サービスが教育用に特化し、安全が確保されているものではない場合（汎用的な対話型生成 AI など（例： Gemini、Copilot、ChatGPT など）を利用する場合は、別途配布する「同意書」の提出を求めます。